

## ●「幼児教育・保育の無償化」について

【目的】 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、および生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から、令和元年10月より一定の範囲内で「基本保育料」が無償化されます。

- 【対象】 ●「1号認定」…満3歳～5歳児の「基本保育料」が無償（0円）（※1号認定の満3歳児の誕生日以降が無償）
- 「2号認定」…3歳児（年少）～5歳児（年長）が無償（0円）（※2号認定は満3歳からではありません）
- 「3号認定」…0歳～2歳児の住民税非課税世帯のみ無償（0円）

※ただし、その他の「通園バス維持費」、「給食費」、「施設設備費」、「教育拡充費」、「各種用品代」などの実費徴収分に関しては無償化の対象外となります。また、「2歳児未就園児クラス・こあら組」では満3歳の誕生日で1号認定となり「基本保育料」は無償となりますが、同じ2歳児クラスである「3号認定・うさぎ組」では、満3歳の誕生日を迎えた次の4月1日より無償化の対象となります（年少の学年から無償化の対象）。

## ●「副食費の免除世帯」について

- ・3歳～5歳の「基本保育料無償化」に伴い、無償化対象者に対して「副食費」が実費徴収に変更されました。ただし、「年収360万円未満世帯&第3子以降世帯」については、「副食費」が免除されます（1号認定児・2号認定児共通）。第3子などの多子カウントについては、これまでの保育料のカウントと同様、1号認定児は「満3歳～小学校3年までの子」、2号認定児は「0歳～小学校就学前までの子」の間でカウントします。
- また、年収360万円未満の世帯は兄弟の年齢に関わらず世帯の子の数を全員カウントすることができます。

## ●「預かり保育無償化」について

- ①「基本保育料無償化」と同時に「預かり保育の無償化」が実施されます。ただし、一定条件を満たす者に対して上限内にて減免するものであり、預かり保育料がすべて無償になることはありません。
- ②「就労等」により、「2号認定要件を満たす1号認定児」が対象となり、3歳児～5歳児で「保育の必要性がある者」のみとなります（＝「新2号認定」）。
- （※「2歳児未就園児クラス・こあら組」で満3歳の誕生日を迎えた場合、基本保育料は無償化の対象になりますが、預かり保育料の減免制度は対象外になります。ただし、住民税非課税世帯は預かり保育料が減免される対象となります＝（「新3号認定」）。
- ③1日あたり450円を上限とし、月の上限は1.13万円までの条件下で減額されます。（ただし、住民税非課税世帯は月の上限が1.63万円までとなります）。
- ④「新2号認定証」は在住市町村にて発行されます。認定申請方法は市町村ごとにより異なりますのでご相談ください。
- ⑤減免の方法については、「基本保育料」とは異なり、利用実績に対して減額されることから、実費にて一旦総額をお支払いしていただいた後、後日申請により減免額が返還されます（※償還払い）。
- ⑥この度の新しい制度により、「新2号認定」を取得される方が多く見込まれます。
- 職員配置基準（人員配置や保育室面積基準）に基づいた配置で預かり保育のお子さまをお預かりさせていただきますが、当園の受け入れ態勢の枠や人員配置の上限もあり、今後も継続して教育・保育の質を維持することから、受け入れ人数を制限させていただくことを予定しています。（※1号認定および新2号認定ともに設定する予定としています）
- 在住市町村で「新2号認定」を取得できたとしても、当園で預かり保育を利用できない可能性がありますことをご了承いただけますようお願い申し上げます。

●詳しくは、募集要項資料に添付しております、「ここにこルーム（預かり保育）利用のお知らせ」をご参照ください。